

## 上下水道料金表

水道料金表（税抜き）

令和8年6月検針分より適用

用途・種別	基本料金（1月につき）		超過料金 1m <sup>3</sup> につき
	水量	料金	
家庭用	使用水量 8m <sup>3</sup> まで	1,214円	8m <sup>3</sup> を超え20m <sup>3</sup> まで 213円 20m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 223円 30m <sup>3</sup> を超えるもの 233円
営業用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	2,030円	10m <sup>3</sup> を超え30m <sup>3</sup> まで 243円 30m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 263円 100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 283円 500m <sup>3</sup> を超えるもの 303円
浴場営業用	1m <sup>3</sup> につき 138円		
官公署その他 団体用	使用水量 10m <sup>3</sup> まで	2,130円	10m <sup>3</sup> を超え100m <sup>3</sup> まで 263円 100m <sup>3</sup> を超え500m <sup>3</sup> まで 293円 500m <sup>3</sup> を超えるもの 323円
臨時用	1m <sup>3</sup> につき 513円		
私設消火栓用	1個1回20分以内につき 2,000円		
連合専用	1戸あたりの料金は家庭用を適用する。この場合の料金算定の基礎となる使用水量は各戸均等に使用したものとみなす。		

※家庭用・営業用・連合専用水道料金につきましては、令和8年6月検針分から令和8年11月検針分までの6か月間減免が適用されますので上下水道料金早見表をご確認ください。

### 下水道使用料表(税抜き)

種別		区分	水量(1箇月につき)	使用料
一般汚水	基本		8立方メートルまで	500円
	超過(1立方メートルにつき)		8立方メートルを超え30立方メートルまで	85円
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	95円
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	105円
			100立方メートルを超え300立方メートルまで	115円
			300立方メートルを超え500立方メートルまで	120円
			500立方メートルを超え1000立方メートルまで	137円
			1000立方メートルを超えるもの	141円
浴場業汚水			1立方メートルにつき	47円
連合専用			1 1戸あたりの使用料については、一般汚水を適用する。 2 使用料算定の基礎となる水量は各戸均等に使用したものとみなす。	